

3工芸高第1572号  
令和4年1月20日

定時制生徒保護者各位

東京都立工芸高等学校長  
池上 信幸

## まん延防止等重点措置適用期間における本校の教育活動について

保護者の皆様におかれましては、平素より本校の教育活動にご支援とご理解をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

この度、政府は、東京都への1月21日から2月13日までを期間とするまん延防止等重点措置の適用を決定しました。現在、かつてないスピードでオミクロン株が感染拡大をしており、誰もが感染するリスクがあると指摘されています。こうした状況を踏まえて、都立学校においては、今まで以上に危機感をもって、学校や家庭での感染症対策に取り組み、厳しい感染状況下においても生徒の学習の機会を保障し、生徒の心身の健康の維持を図るよう通知が発出されました。

このことを受けて本校では、校内の感染状況を鑑み、感染症対策を更に徹底して下記のとおり教育活動を実施いたします。今後の感染状況により教育活動に変更等が生じる可能性があります。その際には、本校のホームページやTeams等でお知らせをいたします。

御家庭におかれましては、引き続き感染症拡大防止にむけたご対応等のご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

- 1 対象期間        1月21日（金）から2月13日（日）
- 2 教育活動        全学年、通常登校。        ※現時点では、分散登校は行いません。
- 3 中止等の教育活動
  - (1) 感染症対策を講じても飛沫感染の可能性が高い教育活動。
  - (2) 学年を超えて一堂に集まって行う行事。
  - (3) 東京都外での校外活動。
- 4 部活動  
感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にした上での部活動は可。ただし、接触を伴う活動は中止。
- 5 学習活動等における注意事項  
新型コロナウイルス感染は、3密を避け、手洗い、咳エチケット(マスクの着用)を確実に行うことで、大部分を防ぐことができるといわれています。「自分が感染しない」若しくは「他の人に感染させない」ためにも、改めて以下の取組の徹底をお願いします。
  - (1) マスクについては不織布マスクが最も効果をもつこと踏まえ、極力、不織布マスクの使用をお願いします。

- (2) 毎朝の検温及び健康観察(咳、発熱、息苦しさ、のどの痛み、だるさなどの体調不良等の症状がある場合は無理せず休養)をお願いします。
- (3) 同居の御家族に体調不良等の症状がある場合、若しくはPCR検査等を受診した場合は登校を控えてください。
- (4) 休み時間等においても気を緩めることなく、各自で密集・密接を避ける工夫を行ってください。
- (5) 給食前後は手を洗い、マスクは喫食直前に外し、会話を控え、喫食後は速やかにマスクを着用してください。
- (6) 運動等でマスクを外す時は、3密を避け、相手の間隔を十分に確保するとともに、会話は控えてください。
- (7) 授業後、用のない生徒は速やかに帰宅してください。
- (8) 生徒のみの会食やカラオケはしないでください。
- (9) 休日においても、日中も含めた不要不急の外出・移動自粛、友達と会食しないでください。

[問合せ先]

東京都立工芸高等学校

定時制副校長 樋口 裕之

教務部主任 佐野 友昭

電話03-3814-8755